

年末調整特集号

税務署より年末調整の用紙が入った大きな茶封筒が届く時期となりました。
いよいよ年末にかけて気ぜわしい季節がやってまいります。
今年の年末調整には**大きな改正はありません**。定率減税も例年通り実施されます。
年末調整に関する疑問・質問は、お気軽に当社までお問い合わせください。

年末調整する人

(給与所得者の扶養控除等申告書の提出が必要です)

年末時点で在職して入る人

年の途中で退職した人のうち下記の人
(※)

※ 死亡により退職した人

※ 12月分の給料の支払を受けた後に退職した人
等

年末調整しない人

給与の収入が2000万円を超える人

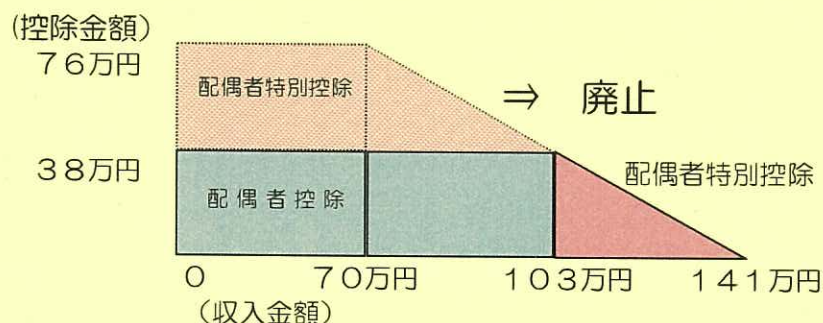
2ヶ所以上から給与の支払を受ける人で
扶養控除等申告書を提出していない人

年の途中で退職した人で※以外の人

☆ コ ラ ム ☆

配偶者特別控除の改正については平成**16年分**より適用されます。

これにより来年から配偶者の年収が103万円以下の場合には配偶者特別控除が適用されなくなります。(今年については従来通り適用があります。)



事前チェックリスト

● 給与所得者の扶養控除等申告書

- ご本人やご家族の氏名、生年月日は正しいですか？
- 結婚や出産、家族の就職などで変更はありませんか？
- 年間所得の見積額の記載をしましたか？
⚠ 年間所得とは、収入金額から必要経費（パート・アルバイトなら65万円）をひいた金額です。
- 同居の有無や障害者等について、記入もれはありませんか？

● 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

- 生命保険・個人年金などの保険料を支払っていますか？
→ **証明書**を添付して保険の種類、金額などをご記入ください。
- 損害保険料を支払っていますか？
→ **証明書**を添付して保険の種類、金額などをご記入ください。
- 天引きの社会保険料以外に、国民年金や国民健康保険料を支払っていますか？
→ 保険の種類、金額、だれが負担することになっているのかご記入ください。
⚠ ご本人と生計を一にする親族（お子様など）の国民年金や国民健康保険料をご本人が支払った場合にはご本人から控除できます。
- 小規模企業共済に加入していますか？
→ **証明書**を添付して金額をご記入ください。
- 配偶者の**収入**（申告書の裏面に記載）や**所得**（申告書の表面に記載、上記注意参照）は正しく記入されていますか？
⚠ 記入もれや誤りがあったときは、後日税務署より会社宛に「扶養控除等のお尋ね」が届き、所得税の追加徴収をされることがあります。

● その他

- 平成15年中に入社した人で、前職のある方（平成15年中）はいますか？
→ **前職の源泉徴収票**を添付してください。
- 住宅取得控除を受けますか？
→ 住宅借入金等特別控除申告書に、借入先の金融機関が発行した「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」を添付してください。